



熊本県公報

第13198号
令和5年(2023年)
1月24日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 1
○と畜場の廃止	(健康危機管理課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(//) 2
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の供用開始	(//) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 3
公 告	
○換地処分	(農地整備課) 3
○換地処分	(//) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 4
○肥料登録	(農業技術課) 4
登 載 依 頼	
○計画段階環境配慮書の一般意見の募集	(株式会社シムファイブス) 4

告 示

熊本県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡南関町大字関下字中山2039番8、2039番9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山2039番8・2039番9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第55号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町姫浦字尾越1215番1、1223番、1229番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾越1215番1・1223番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
)、1229番3
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第56号

昭和43年1月9日熊本県告示第6号（と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

表中14の項を次のように改める。

14	削除		
----	----	--	--

熊本県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する

その関係図面は、令和5年（2023年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本益城 大津線	菊池郡大津町大字下町字窪田 63番1地先から 同所 250番1地先まで	前	23.6 ～ 32.3	139.0	活力創 出基盤 交付金
			後	30.9 ～ 45.1		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）1月24日

熊本県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する

その関係図面は、令和5年（2023年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443 号	菊池郡大津町大字下町字田地 414番2地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字上部 田 683番地先まで	前	7.8 ～ 30.9	2,778.0	活力創 出基盤 交付金
				7.8 ～ 30.9		
			後	14.8 ～ 55.8	2,758.0	

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）1月24日

熊本県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	矢護川大津線	菊池郡大津町大字下町字田地 313番地先から 同所 257番1地先まで	前	10.4 ～ 30.5	164.0	活力創 出基盤 交付金
			後	23.2 ～ 48.4		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）1月24日

熊本県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字女島 826番1地先から 同所 826番1地先まで	43.1	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）1月24日

熊本県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
土・切通1	水俣市袋 出水市境町字切通	別図のとおり	土石流	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第37号

県営天草中央北地区（櫃ノ上換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第38号

県営天草中央北地区（新釜換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字南屋敷1944番2、同1944番4及び同1944番5
380.57平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号
城山ハウジング有限会社

熊本県公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市上庄字出口1472番5
381.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区植木町轟33番地4
山下 創大

熊本県公告第41号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1505号	混合有機質肥料	混合有機質肥料11号	窒素全量：2.0 加里全量：4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	令和5年（2023年）1月16日

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第4条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、条例第4条の6及び熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第3条の8第1項の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月24日

株式会社シムファイブス 代表取締役 石坂 孝光

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社シムファイブス
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 石坂 孝光
- (3) 主たる事務所の所在地 熊本県熊本市東区戸島町2874番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 (仮称)上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
 - (2) 種類 廃棄物処理施設(焼却施設)の設置事業
 - (3) 規模 一日当たりの平均取扱い計画量400t/日(処理能力440t/日)
- 3 事業実施想定区域の位置
熊本県上益城郡御船町大字上野地内
- 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - (1) 場所
 - ア 株式会社シムファイブス事務所
 - イ 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
 - ウ 御船町役場(環境保全課)
 - エ 益城町役場(住民課)
 - (2) 期間 令和5年(2023年)1月24日(火)から令和5年(2023年)2月24日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
 - (4) 電子縦覧 有価物回収協業組合石坂グループのホームページ(弊社はホームページ未作成のため、弊社の出資会社である石坂グループのホームページにて公表)
<https://www.ishizaka.gr.jp>
- 5 意見書の提出
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和5年(2023年)2月24日(金)(当日消印有効)
 - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
「(仮称)上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 計画段階環境配慮書」と記載すること。
 - ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)
- 7 問合せ先
〒861-8031
熊本県熊本市東区戸島町2874番地
株式会社シムファイブス(電話096-389-1510)
担当(本田)